広島県農業青年ブラジル研修

研修生応募要項

平成29年11月30日

ブラジル広島文化センター

**はじめに**

広島県は，明治時代以降に47都道府県で最も多くの海外移民を輩出しており，その人数は109,893人となっています（JICA海外移住資料館調べ）。

ブラジルへの移住は明治41（1908）年から始まり，2018年は移住110周年を数えますが，ブラジルでは多くの移住者とその子孫の努力により，世界最大と言われる日系社会が築かれ，ブラジルの発展を支えています。

ブラジル広島文化センター（ブラジル広島県人会）は，南半球最大の都市サンパウロを中心に昭和30（1955）年に設立され，現在約370世帯の会員を擁し，広島県との交流促進に努めてきました。

この度，その交流の一環として，広島県農業の将来を担う進取の気性に富んだ農業青年をブラジルに招へいし，広島県人が経営する農場を中心に実習や視察を行う研修プログラムを実施します。この研修が広島県とブラジルのさらなる友好交流の架け橋となることを祈念するものです。

1. **研修の目的**

○海外農業の知識及び国際的視野を持って，新しい農業の振興に取り組む意欲と誇りを備えた農業後継者を育成するため，広島県内の農業青年をブラジルに招へいし，農業の実習・視察及び農業青年等との交流を行います。

○ブラジル日系移住者の開拓者精神や優れた実践的農業経営手法について習得します。

○この研修を通じて広島県とブラジルのさらなる友好親善の促進を図ります。

1. **研修実施・受入団体**

ブラジル広島文化センター（通称：ブラジル広島県人会）

※研修生の選考，ブラジルでの研修生活及び交流活動の支援等を行います。

会長：平崎靖之

所在地：CEP 01525-00 サンパウロ市 リベルダーデ区 タマンダレー街800番

Centro Cultural Hiroshima do Brasil, Rua Tamandare，800－Liberdade,

CEP 01525-000 São Paulo, BRASIL

電話：+55-11-3207-5476　FAX：+55-11-3208-8501

Eメール：[schken@hydra.com.br](mailto:schken@hydra.com.br)

※所在地，電話番号，FAX番号，Eメールアドレスは事務局（ブラジル広島文化センターという広島県人会館の中にあります）のものです。

1. **協力団体**

(1)　広島県地域政策局国際課（以下，「県」といいます。）

※県内での広報・募集，渡航前のブラジル広島文化センターとの調整等について協力します。

(2)　JICA横浜海外移住資料館

※海外移住や日系社会のことを学習する渡航前講習について協力します。

1. **受入期間等**

2週間から3か月まで

※年間を通じて随時受入を行っています。

※受入期間及び受入時期，研修内容は応募者の事前の希望を聞いて調整します。

1. **受入人員**

1人から10人まで

1. **応募資格**
2. 広島県在住
3. 農業又は農業に関係する分野の従業者，学生等で，帰国後に研修目的の達成が期待される者
4. 年齢は原則として16歳から40歳まで
5. 心身ともに健全な者
6. **研修内容**

(1)　研修生が希望する分野（野菜，豆類，果樹，花卉，養鶏，牧畜，穀物，農畜産物加工等）の農場等で実習・視察を行います。また，その他の農業関連施設，文化・観光施設等の視察を行います。

※主にブラジル広島文化センター会員の農場で実習・視察を行います。

※場所はサンパウロ州に限りません。イグアスの滝のある地域や隣国パラグアイなど遠方の移住地の斡旋もできます。

※応募時に希望をブラジル広島文化センターに伝えて，調整を進めてください。

(2)　ブラジルの農業者や県人会等の関係者と交流会を開催します。

(3)　研修は原則として日本語を使って行います。

1. **必要経費**

(1) 研修生が負担する経費

1. 渡航前の説明会等の出席に要する旅費
2. 渡航（日本国内の移動を含む）に要する旅費
3. 現地滞在中の交通費，食費，宿泊費（下記(2)を除く）
4. 研修と直接関係のない日常生活費，土産物代等の雑費

(2) 県人会が負担する経費

1. 現地での入国・出国時の空港送迎や一部の国内移動に要する経費
2. 現地農家で住込み実習中の食費，宿泊費
3. 農業青年及び県人会等との交流行事の参加費

(3)　経費負担について不明な点は，ブラジル広島文化センターに確認してください。

(4)　現地での病気，損害賠償等に備えて必ず海外旅行保険に加入してください。

1. **研修への応募**

次の書類を，応募者が希望する研修期間の開始日（ブラジル到着日）の2か月前までに，国際課に提出してください。

指定の様式は，広島県ホームページからダウンロードできます。

提出された申込書は，速やかに国際課からブラジル広島文化センターに転送します。

1. 申込書及び同意書（様式1）　※申込者が未成年の場合は同意書が必要です。
2. 履歴書（様式2）
3. 研修計画書（様式3）
4. 健康診断書（様式任意）

※必ず，医師に，研修参加に関する総合所見を書いてもらってください。

＜書類の提出先について＞

広島県庁国際課　（担当：国際交流グループ　稲葉）

〒730-8511広島市中区基町10-52　広島県庁　本館3階

TEL　082-513-2361　FAX　082-228-1614

Eメール　[chikokusai@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:chikokusai@pref.hiroshima.lg.jp)

1. **選考方法**
2. ブラジル広島文化センターによる書類審査が行われます。
3. ブラジル広島文化センターから追加確認事項の連絡があった場合，国際課が面接又は電話によりヒアリングを実施し，その結果をブラジル広島文化センターに通知します。
4. ブラジル広島文化センターが上記の結果に基づき，研修生の受入の可否を決定し，応募者に通知します。
5. **渡航前講習**

(1)　ブラジル広島文化センターから渡航準備，研修概要についての説明資料が届きます。不明な点があれば，県又はブラジル広島文化センターに問い合わせて必ず確認してください。

(2)　渡航前にJICA横浜海外移住資料館を訪問し，ブラジルの海外移住の歴史や日系社会の状況等についての講習を受けてください。受講の予約については県で調整します。

※JICA横浜海外移住資料館について

開館時間　10:00～18:00（入館は17:30まで）

閉館日　月曜日（但し祝祭日と重なる場合は翌日）

　　　　　　　　　年末年始（12/29～1/3）

所在地　〒231-0001横浜市中区新港2-3-1　JICA横浜2階

電話番号　045-663-3257

1. **中途帰国**

病気その他やむを得ない理由がある又は研修を継続することが不適当であるとブラジル広島文化センターが判断した場合は，その研修生を中途帰国させることがあります。なお，そのために発生した経費は研修生の負担となります。

1. **研修成果の普及**

(1)　研修生は，帰国後1か月以内に研修結果報告書をブラジル広島文化センター及び県に提出してください。

(2)　将来に渡って広島県とブラジルの架け橋として，研修成果の普及と友好交流の促進に努めてください。

（様式１）

広島県農業青年ブラジル研修申込書

ブラジル広島文化センター会長　様

広島県農業青年ブラジル研修への参加を申し込みます。

　　　　　　　　　　 　　 年 月 日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

現住所

電話番号

|  |
| --- |
| 広島県農業青年ブラジル研修同意書  ブラジル広島文化センター会長　様  上記の申込みについて同意します。  　　　　 　　 年 月 日  氏 名　　　　　　　　　　　　　㊞  本人との続柄  住 所  ※未成年の方はこの同意書で親権者又は後見人の同意を得てください。 |
|

（様式２）

年　　月　　日

履歴書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | （フリガナ） |
|  |
| 性別 |  |
| 生年月日  （西暦） |  |
| 現住所 |  |
| 電話番号 | （自宅）　　　　　　　　　　（携帯） |
| Eメール  アドレス |  |

＜学歴＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 始期（年月） | 終期（年月） | 学校名，学科名，卒業・修了等 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

＜職歴＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 始期（年月） | 終期（年月） | 所属名，業務名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（様式３）

年　　月　　日

研修計画書

１　研修期間（希望日）

（ブラジル到着日）～（ブラジル出発日）

計　　　日間

２　目的及び分野

３　内容

（１）実習

（２）視察

（３）その他

４（その他に必要と思う項目を追加してください）

* 作成前に不明な点があれば，ブラジル広島文化センター又は広島県国際課に確認し，実現可能な計画となるよう，また具体的な記述となるよう努めてください。
* 枚数に制限はありません。
* 受入決定後又は渡航後に，ブラジル広島文化センターとの協議により，この計画書の内容を変更することは可能です。